

(制限行為能力者の詐術)

第 21 条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

(錯誤)

第 95 条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

- 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤
- 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤
- 2 前項第 2 号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。
- 3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第 1 項の規定による意思表示の取消しをすることができない。
 - 一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたとき。
 - 二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥つていたとき。
- 4 第 1 項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

(取消しの効果)

第121条 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。

(原状回復の義務)

第121条の2 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

- 2 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかつたときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかつた者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。

(所有権の取得時効)

第 162 条 20 年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

2 10 年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

(現実の引渡し及び簡易の引渡し)

第 182 条 占有権の譲渡は、占有物の引渡しによってする。

2 謙受人又はその代理人が現に占有物を所持する場合には、占有権の譲渡は、当事者の意思表示のみによってすることができる。

(占有改定)

第183条 代理人が自己の占有物を以後本人のために占有する意思を表示したときは、本人は、これによって占有権を取得する。

(指図による占有移転)

第184条 代理人によって占有をする場合において、本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その第三者がこれを承諾したときは、その第三者は、占有権を取得する。

(地役権の時効取得)

第 283 条 地役権は、継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものに限り、時効によって取得することができる。

(抵当権者の同意の登記がある場合の賃貸借の対抗力)

第 387 条 登記をした賃貸借は、その登記前に登記をした抵当権を有するすべての者が同意をし、かつ、その同意の登記があるときは、その同意をした抵当権者に対抗することができる。
2 抵当権者が前項の同意をするには、その抵当権を目的とする権利を有する者その他抵当権者の同意によって不利益を受けるべき者の承諾を得なければならない。